

議案第55号

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和44年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

鳥取県県営土地改良事業分担金等徵収条例

(目的)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により徵収する地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定により徵収する特別徵収金の徵収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の徵収)

第2条 県は、県営土地改良事業（法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから分担金を徵収する。

2 略

鳥取県県営土地改良事業分担金徵収条例

(目的)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第1項の規定により徵収する地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金の徵収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の徵収)

第2条 県は、県営土地改良事業を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものから分担金を徵収する。

2 略

(特別徴収金の徴収)

第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業（機構関連事業、法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条第5項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下この項において同じ。）に供するため所有権の移転等（法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収する。

(分担金の特例)

第5条 県は、規則で定める県営土地改良事業の施行については、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有するものから、第2条第1項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該事業の施行に要した費用から同条同項の規定により徴収した分担金の総額を差し引いた額をその者が法第3条に規定する資格を有することとなつた当該地域内の土地の面積に割りふって得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部につき、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行なわれる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行なわれる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち

- 2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ当該各号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。
- 3 知事は、前2項の特別徴収金を徴収する場合にあっては、特別徴収金の額その他当該特別徴収金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。

当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）の金銭を納付させる旨の条件を付した分担金を徴収する。

- 2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあっては、当該事業に係る第2条第1項の規定による分担金の徴収に係る決定通知を行なう際にあわせて前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。
- 3 知事は、転用に係る土地の面積が規則で定める面積をこえない

4 略

(特別徴収金の額)

第6条 前条第1項又は第2項の規定により徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定による市町村負担金の額に当該割合を乗じて得た額を控除して得た額（当該土地が目的外用途（法第91条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途をいう。）に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを控除した額）の範囲内で、知事が定める額とする。

(特別徴収金の免除)

場合その他知事が特に納付の必要がないと認めたときは、第1項の分担金を免除することができる。

4 略

第7条 知事は、第5条第1項又は第2項の規定にかかわらず、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないと認めたときは、特別徴収金を免除することができる。

(規則への委任)

第8条 略

(規則への委任)

第6条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。